

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

特定事業の選定

平成28年2月29日

浜松市上下水道部

浜松市公告第194号-2

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業を特定事業として選定したので、第11条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

平成28年2月29日

浜松市長 鈴木 康友

1 事業概要

(1) 事業名称

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等

西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場

(3) 公共施設等の管理者の名称

浜松市長 鈴木 康友

(4) 事業方式

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）第 16 条の規定に基づき、西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場（以下「運営権設定対象施設」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定し、民間資金法第 2 条第 6 項の規定により運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

(5) 事業期間

事業期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 50 年 3 月 31 日までを予定する。

ただし、実施契約に定める事由が生じ、市及び公共施設等運営権者（民間資金法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）が、事業期間の延長を申し出たときは、最長 5 年間、事業期間を延長することができる。

なお、公共施設等運営権の存続期間は、運営権設定日から事業終了日までとする。

(6) 事業範囲

運営権者が行う運営権設定対象施設に係る運営等の業務は、次のとおりとする。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。

(7) 経営に関する業務

(イ) 改築に関する業務

(ウ) 修繕及び維持に関する業務

イ 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用削減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地内及び施設内において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

(7) 利用料金

運営権者は、利用料金を西遠処理区使用者から収受する。

利用料金の額は、浜松市下水道条例の規定に基づき汚水の排出量に従い算出した額に3割までの範囲内で浜松市水道事業及び下水道事業管理者の定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(8) 費用負担

ア 義務事業及び附帯事業

(7) 経営に関する業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(イ) 改築に関する業務

運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額を負担する。残り10分の9相当額は市が負担する。なお、市は、負担額の支払いあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。

また、運営権者が負担する改築に係る費用の10分の1のうち、事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰延資産相当額については、市が当該設備の健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。

(ウ) 修繕及び維持に関する業務

運営権者は、修繕及び維持に係る費用の全てを負担する。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

2 評価の内容

(1) 評価の方法

本事業のうち義務事業のみを対象として、市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものと、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

また、上記の事業費総額の縮減に加えて、本事業を公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的な評価

ア 評価対象事業

- ・義務事業

イ 前提条件

市が自ら実施する場合及び公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の予定事業費の算定にあたり設定した主な前提条件について、次の表に示す。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表1 評価前提条件の比較

区分	市が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合※
共通の条件	①事業期間：20年（平成30年4月～平成50年3月） ②割引率：1.59%（固定利付国債（20年）利率の平成22年10月～平成27年9月の5年平均） ③物価上昇率：見込んでいない	
経営に関する費用	①主な費用の項目 ・人件費 ・支払利息 ②算出根拠 平成26年度の静岡県管理時における職員数の実績をもとに算定	①主な費用の項目 ・人件費 ・モニタリング経費 ・支払利息 ・租税公課 ②算出根拠 業務の簡素化、効率化により一定の減員が実現するものとして算定
改築に関する費用	①主な費用の項目 ・調査・計画費 ・設計・積算費 ・改築費（機械・電気設備） ・焼却炉更新費 ②算出根拠 類似施設の実績値や現行施設の取得価格をもとに算定	①主な費用の項目 ・調査・計画費 ・設計・積算費 ・改築費（機械・電気設備） ・焼却炉更新費 ②算出根拠 発注時期の創意工夫による最適化、一括発注による効率

		化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用、修繕及び維持との一体化による仕様の最適化などによりコスト削減が実現するものとして算定
修繕及び維持に関する費用	①主な費用の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・修繕費 ・ユーティリティー費 ・処理場等運転費 ・保守管理費 ・使用料徴収費 ・廃棄物処分費 ②算出根拠 平成22年度から平成26年度までの静岡県管理時における修繕費及び維持費の実績をもとに算定	①主な費用の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・修繕費 ・ユーティリティー費 ・処理場等運転費 ・保守管理費 ・利用料金収受費 ・廃棄物処分費 ②算出根拠 発注時期の創意工夫による最適化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用、改築と一括発注による効率化などによりコスト削減が実現するものとして算定

※運営権者が実施する場合の経費には、本事業を市が下水道管理者として監理するために必要な人件費等の経費を含む。

※運営権者が実施する場合の運営権対価については、運営権者の費用となる一方で、市の収入となることから相殺される。

ウ 算定結果

上記(2)の前提条件に基づき市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものと、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較した結果、約7.6%の削減が期待できることが確認された。

表2 VFMの値

項目	値
VFM (割合)	7.6%

なお、PSC¹及びPFI-LCC²については、事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しない。

¹ Public Sector Comparator : 市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものの。

² Life Cycle Cost : 公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものの。

(3) 定性的な評価

本事業を公共施設等運営事業として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待することができる。

ア 業務の一体化による効率化

経営、改築、修繕及び維持の各業務を運営権者に一括して発注することにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や運営権者による創意工夫を見込むことができ、より効率的かつ機能的な運営が期待できる。

イ 良質なサービスの提供

運営権者の有する専門的な知識や技術、経営資源、創意工夫等を活用することにより、将来にわたる計画的かつ効率的なアセットマネジメントが実施され、持続可能な事業運営が期待できるとともに、高度な運転管理が実施され、公共用水域の水質保全に係る良好な成果が期待できる。

ウ 低炭素型下水処理の実現

性能発注による自由度の拡大により、運営権者の有する省エネルギーや発生汚泥の有効利用等に関する独自技術の活用や、創意工夫等の発揮が促され、環境負荷の低減が期待できる。

エ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスク分担において、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、事業開始前から分担を明確にすることにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、リスク発生の抑制、リスク発生時の損失拡大の抑制等の効果が見込まれる。

(4) 総合評価

本事業を、民間資金法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間中の事業費総額を約7.6%（現在価値換算後）縮減することが期待できる。また、定量的な効果だけでなく、定性的な効果についても期待することができる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここに民間資金法第7条に基づく特定事業として選定する。